

市民税・県民税、所得税申告相談

～2月9日(水)から3月15日(火)まで市内11会場で実施します～

市民税・県民税の申告は、前年1年間の所得に対する税額を適正に算出するための課税資料として、申告書の提出をしていただくものです。また、所得税の確定申告も併せて受け付けられますので、日程および会場を確認のうえ、ご利用ください。

平成23年度 市民税・県民税申告相談開催日程

(受付時間：午前9時30分～午後4時)

期 日	会 場	地 区
2月 9日(水)	太井公民館	西新町、壱里山町、清水町、門井町1丁目、深水町、押上町
10日(木)		門井町2・3丁目、棚田町1・2・3丁目
14日(月)	持田公民館	持田1・2・3・4・5丁目
15日(火)		大字持田、前谷、駒形1・2丁目
16日(水)	太田公民館	藤原町1・2・3丁目、若小玉、藤間
17日(木)		下須戸、小針、関根、真名板
18日(金)	総合福祉会館 「やすらぎの里」	須加、下中条
21日(月)		北河原、酒巻
22日(火)	長野公民館	桜町1・2・3丁目、富士見町1・2丁目
23日(水)		大字長野、長野1・2・3・4・5丁目
24日(木)	中央公民館 〔「みらい」内〕	大字佐間、佐間1・2・3丁目
25日(金)		旭町、向町、緑町、下忍、堤根、樋上
27日(日)		全 地 区
28日(月)	埼玉公民館	埼玉
3月 1日(火)		野、渡柳、利田
2日(水)	〔グリーンアリーナ〕 2階研修室	谷郷1・2・3丁目
3日(木)		大字谷郷、栄町、斎条、和田
4日(金)		上池守、下池守、皿尾、中里、小敷田
7日(月)	荒木公民館	荒木、小見、白川戸
8日(火)	南河原公民館	犬塚、馬見塚、中江袋
9日(水)		南河原
10日(木)	商工センター	大字忍、忍1・2丁目、本丸、矢場1・2丁目、行田、宮本、中央
11日(金)		城西1・2・3・4・5丁目、天満、城南
14日(月)		全 地 区
15日(火)		

- ・総合福祉会館「やすらぎの里」およびグリーンアリーナは、平成23年度から新規の会場となりますので、ご注意ください。
- ・市役所税務課窓口での申告相談は受け付けていません。
- ・各地区会場で都合のつかない方は、他の会場でも受け付けできます。
- ・申告内容によっては、税務署に相談していただく場合があります。

市民税・県民税の申告

市民税・県民税の申告が必要な方

1月1日現在、本市にお住まいの方で、所得があった方は、原則申告が必要です。ただし、次の方は申告不要です。

① 所得税の確定申告をする方

② 給与所得者で勤務先から市に給与支払報告書が提出され、その給与所得以外に所得のない方

③ 合計所得金額が28万円以下の方

※所得のない方や③に該当する方でも、

税務関係証明書が必要となる場合や、

国民健康保険税、後期高齢者医療保険

料の軽減を受ける場合には、申告をし

ていただく必要があります。

◎ 次のような所得税の確定申告の内容によっては、市の申告相談で受け付けることがありません。その場合は、行田税務署で確定申告をしてください。

① 印鑑

② 平成22年1月から12月までの収支計算の分かる書類

③ 会社などにお勤めの方は、源泉徴収票

申告相談にお持ちいただくもの

・株式などの譲渡に関する申告

・繰越損失の申告

・青色申告

・先物取引に関する申告

・過年度分の申告

・平成22年中に死亡された方の申告など